

日 退 教

# 事務局速報

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

18-1号 2019年1月18日

## 2019年度（平成31年度）年金額は0.1%プラス

「マクロ経済スライド▲0.2%」と「キャリアオーバー分▲0.3%」

2019年度（平成31年度）の年金額改定について、1月18日、厚生労働省から公表されました。（以下厚労省発表資料から）

～年金額は0.1%増～

総務省から、1月18日、「平成30年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、2019年度（平成31年度）の年金額は、法律の規定により、2018年度（平成30年度）から0.1%プラスで改定されます。

### 【2019年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例】

	2018年度(H30年度) (月額)	2019年度(H31年度) (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額)：1人分)	64,941円	65,008円 (+67円)
厚生年金※ (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,277円	221,504円 (+227円)

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

### 年金額の改定ルール

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

2019年度（平成31年度）の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率（1.0%）が名目手取り賃金変動率（0.6%）よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.6%）を用います。

さらに2019年度(平成31年度)は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる2019年度(平成31年度)のスライド調整率(▲0.2%)と2018年度(平成30年度)に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。

### 2019年度(平成31年度)の年金額改定に係る各指標

・物価変動率	・・・	1.0%
・名目手取り賃金変動率※1	・・・	0.6%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率※2	・・・	▲0.2%
・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分※3	・・・	▲0.3%

※1「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率(▲0.2%)を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率(0.6%)

＝物価変動率(1.0%) × 実質賃金変動率(▲0.2%) × 可処分所得割合変化率(▲0.2%)  
(2018年《平成30年》の値)      (2015～2017年度《平成27～29年度》の平均)      (2016年度《平成28年度》の値)

※2「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、2004年(平成16年)の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライド調整率(▲0.2%)

＝公的年金被保険者数の変動率(0.1%) × 平均余命の伸び率(▲0.3%)  
(2015～2017年度《平成27～29年度》の平均)

※3「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。この仕組みは、2016年(平成28年)の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドの未調整分の累計(▲0.3%)

## 【在職老齢年金について】

2019年度(平成31年度)の在職老齢年金に関して、60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額と、60歳後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり47万円に改定されます。なお、60歳前半の支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)
60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額	46万円	47万円
60歳後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円

### ■参考：現行の仕組み

60歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、2019年度(平成31年度)の場合でいうと、賃金(賞与込み月収。以下同じ)と年金の合計額が、支給停止調整開始額(28万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止されます。

60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額(28万円)は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整(変更)額(47万円)については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

### 参考資料